

茨木市条例第 号

茨木市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

茨木市議会議員の議員報酬等に関する条例（平成21年茨木市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第1項各号列記以外の部分中「第93条」を「第100条」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。  
（議員報酬の額の特例）
- 2 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、別表中「758,000」とあるのは「720,100」と、「708,000」とあるのは「672,600」と、「668,000」とあるのは「634,600」と、「664,000」とあるのは「630,800」とする。
- 3 前項の規定は、第7条第2項の期末手当の額の算定については、適用しない。